

■申告・相談に必要な書類など

- ◎給与所得者、公的年金所得者……源泉徴収票
- ◎営業所得者、不動産所得者……収支内訳書等
- ◎国民健康保険・介護保険に加入の方…納付証明書
- ◎国民年金等に加入の方…社会保険料控除証明書
- ◎医療費控除を受ける方…昨年中に支払った「医療費控除明細書」(\*)と領収書
- ◎軍用地料収入のある方…地主会からの支払明細書(精算分と概算分)、令和4年度固定資産税納税通知書または公課証明書等
- ◎障害をお持ちの方……障害者手帳等
- ◎学生の方……学生証
- ◎生命保険料や地震保険料の控除証明書



お願い

- ◎医療費控除は事前に医療費の領収書等から合計額を計算し、任意の用紙で「医療費控除明細書」を作成してください。(作成方法は申告書同封のチラシ、もしくは市HPをご参照ください。)
- ◎郵送で申告書を提出する場合は、上記必要書類の写しを申告書に添付して、「宜野湾市役所税務課宛」に郵送してください(医療費の領収書は添付不要です)。

注意! ※申告を受付できない場合があります

営業・不動産・農業収入を申告される方は、帳簿及び領収書など申告に必要な書類が確認できない場合、申告を受付することができませんので必ずご持参ください。また、収支内訳書も事前に作成してください。◎郵送する場合は、収入や経費等が示された帳簿等の写しを同封してください(領収書の写しは不要です)。

Q.1 なぜ申告が必要なの?

前年中(令和4年1月1日～令和4年12月31日まで)のすべての所得を計算し、所得に応じた公平・適正な市民税・県民税を決定するために提出していただいています。

ただし、下記に該当する方は申告の必要はありません。

- ①昨年中の収入が給与のみで勤務先で年末調整が済んでいる方
- ②昨年中の収入が公的年金等のみの方
- ③市内居住の方に年末調整や確定申告で扶養に入っている方

Q.2 申告しないとどうなるの?

所得や課税に関する証明書が必要な時に発行できない場合や、国民健康保険料、介護保険料などの減免等が受けられない場合があります。

申告が必要と思われる方は、申告を忘れないようお願いいたします。



沖縄税務署から確定申告へのお願い(国税庁HPを利用した確定申告又は早期来場)

沖縄税務署の令和4年分の確定申告会場は、2月1日(水)より開設いたします。

確定申告会場	イオンモール沖縄ライカム(3階 イオンホール)北中城村字ライカム1番地 ※確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。 ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。	<p>確定申告 スマホで申告は、 こちら</p>
開設期間	令和5年2月1日(水)～令和5年3月15日(水)※土、日、祝日を除きます。	
受付時間	午前9時～午後4時 ※混雑の状況に応じて、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。	<p>国税庁 LINE公式 アカウント</p>
入場整理券の入手方法	①LINEを通じたオンライン事前発行 LINEのホーム画面で「国税庁」を検索し、友だち追加。「相談を申し込む」から税務署、希望日時を選択し申込。完了画面を入場時にご提示ください。 ②当日配布する入場整理券 午前8時30分から10時までは「1階正面玄関のグランドスクエア入口」、午前10時以降は「3階イオンホール入口」において入場整理券を配付いたします。	

◆受付期間 2月16日(木)～3月15日(水)

◆受付時間 9:00～11:30・13:00～16:00

◆受付会場 市役所1階正面玄関前 申告相談会場

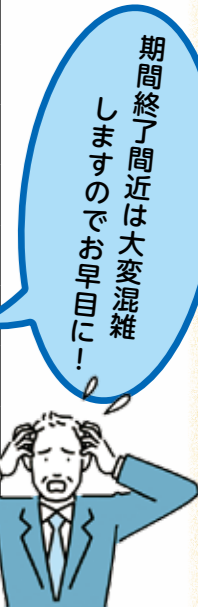
※昨年に引き続き今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**なるべく郵送での申告書提出**をお願いします。

※申告書の書き方等について相談を必要とする方のため、下記のとおり申告相談会場を設けますが、会場入口での検温と混雑を避けるため入場制限を行いますのであらかじめご了承ください。また、来所の際にはマスクの着用をお願いします。



申告日程

受付日	指定区域	受付日	指定区域
2月16日(木)	野嵩、普天間、新城	3月5日(日)	指定日に来所できない方
2月17日(金)		3月6日(月)	
2月20日(月)	喜友名、伊佐、大山	3月7日(火)	宜野湾、愛知、神山、赤道、上原
2月21日(火)		3月8日(水)	
2月22日(水)	真志喜、宇地泊、大謝名	3月9日(木)	
2月24日(金)		3月10日(金)	
2月27日(月)	嘉数、真栄原、佐真下	3月13日(月)	指定日に来所できない方
2月28日(火)		3月14日(火)	
3月1日(水)	我如古、長田、志真志	3月15日(水)	
3月2日(木)			
3月3日(金)			



■市・県民税の申告が必要な方

- ◎令和5年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、昨年中に収入があった方(働いていない場合でも、何らかの収入があった方も含む)は申告が必要です。
- ◎収入がない方でも国民健康保険税や介護保険料などの減免や軽減を受ける方は無収入であったことの申告が必要です。
- ◎収入が給与のみ、公的年金のみの場合も、扶養家族の追加や生命保険、社会保険料等の控除の追加、医療費控除等を受ける方は、申告が必要です。

※所得税の確定申告が済んでいる方は、市・県民税兼国民健康保険税の申告は必要ありません。



■申告・相談に必要なもの(必須)

- ・申告書(会場内でもご用意しています)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード+顔写真付きの身分証明